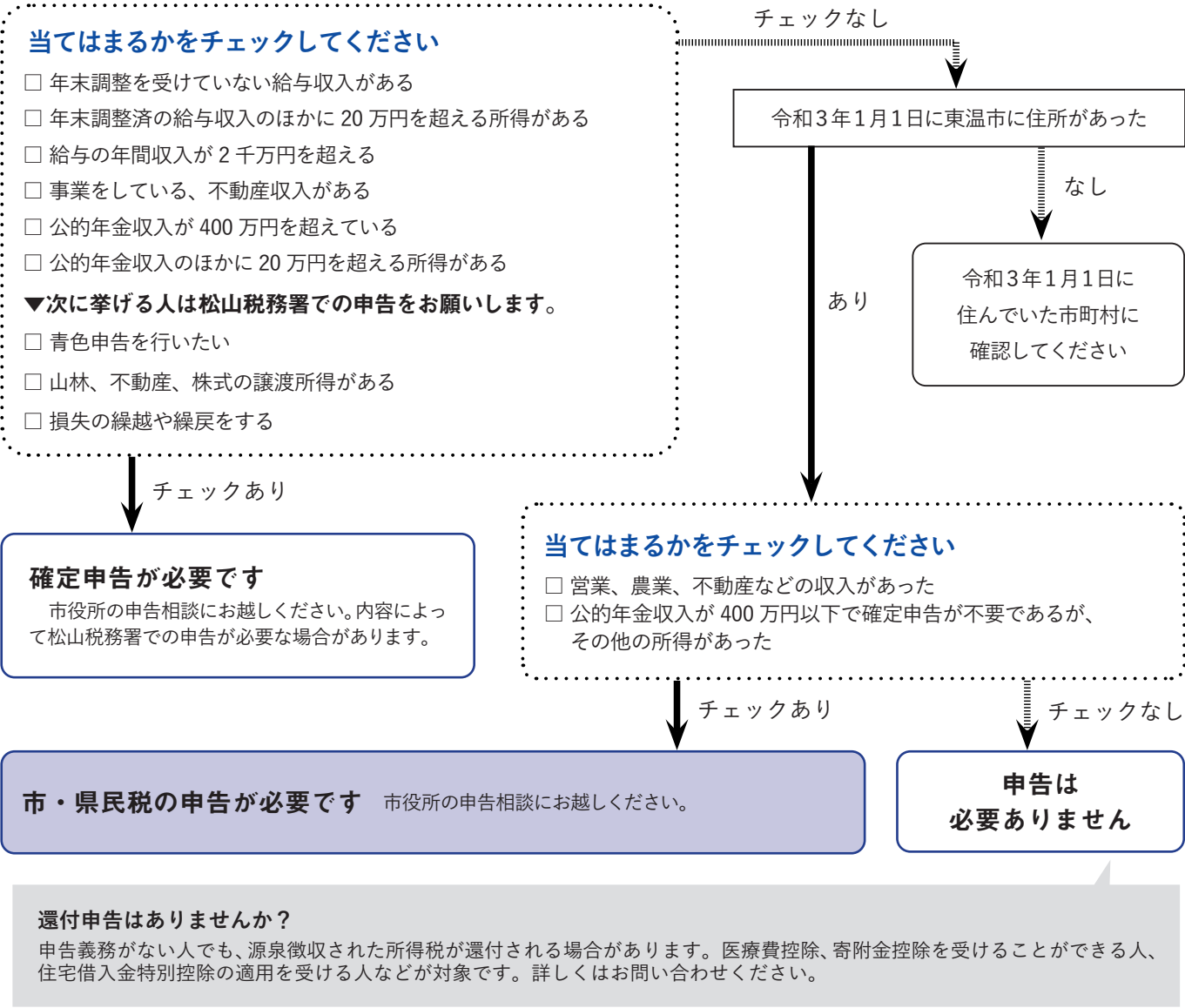


1 期限内に忘れず申告しましょう

市・県民税の申告や確定申告が必要かどうか確認しましょう。詳しくは、税務課にお問い合わせください。



2 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②マイナンバー確認書類…マイナンバーカード／通知カード※被扶養者含む
- ③本人確認できる書類…運転免許証など（顔写真付きマイナンバーカードをお持ちの人は省略可）
- ④令和2年中の収入を確認できる書類…給与や年金の源泉徴収票（原本）／収支内訳書、収入金額と必要経費が分かる帳簿、領収書など（営業・農業・不動産所得がある人）
- ⑤所得控除の内容を証明する書類…国民健康保険税、国民年金保険料、社会保険料、生命保険料、損害保険料等の支払いを証明する書類
- ⑥医療費控除の明細書…医療費控除を受ける人※
- ⑦障がい者手帳等…障害者控除を受ける人
- ⑧還付金の振込口座が分かるもの…本人名義の口座が必要です
- ⑨税務署からのお知らせはがき…お持ちの人のみ

※医療費領収書の提示・提出ではなく、「医療費控除の明細書」の添付が必須です。明細書は国税庁HPで作成可能。医療費領収書は自宅で5年間保存してください。

3 申告相談受付の電話予約をスタート

3密回避のため、申告相談受付の事前電話予約を始めました。相談時間は1人30分の時間枠を設けています。（申告者が2人の場合は1人30分ずつの計1時間）
相談日の予約は指定地区の人が優先です。申告相談を行う日の前日までにお電話で予約してください。申告会場でも予約を受け付けますが、電話予約が優先となります。
予約の変更、取消は予約相談日の前日までにご連絡ください。
◇予約受付期間…1月20日④～3月12日⑤8時30分～17時15分（土日祝日除く）
◇連絡先…税務課 ☎ 964-4403

4 申告相談の日程と対象地域

◇受付時間…8時30分～15時
※相談開始は9時から。例年と受付開始時間を変更していますので、ご注意ください。
会場ではマスクの着用、手指消毒にご協力ください。37.5度以上の発熱がある人は、入場をお断りします。

2月	指定地区	会場	3月	指定地区	会場
16④	則之内乙・丙、井内、吉久	川内支所3階	1④	見奈良、上林	中央公民館2階
17④	北方、松瀬川、河之内、滑川		2④	田窪、上村	
18④	南方、吉久、則之内甲		3④	南野田、北野田	
19⑤	北方、則之内乙・丙、井内、滑川	中央公民館2階	4④	牛洸、野田	
20④			5⑤	山之内、横河原、西岡	
21④	地区指定なし		6・7		
22④	南方、則之内甲、松瀬川、河之内		8④	志津川、上林	
23④			9④	見奈良、下林	
24④	山之内、樋口、横河原		10④	田窪、上村	
25④	志津川、野田		11④	南野田、北野田	
26⑤	西岡、下林		12⑤	樋口、牛洸	
27④			13・14		
28④	地区指定なし		15⑤	地区指定なし	

*重信地区の会場を中央公民館に変更しています。

5 スマートフォンでの確定申告が便利

スマートフォンを利用した確定申告は「給与以外の収入がない人」だけでなく、給与所得、公的年金、その他雑所得、一時所得の人にも可能です。さらに、所得控除の範囲も医療費控除、寄附金控除だけでなく、全ての所得控除に拡大されています。
マイナンバーカードをお持ちの人は、読取対応のスマートフォンを使って申告が可能です。

申告しなかった場合は？
所得税の申告をしなかった場合、期限経過日数に応じて加算金や延滞金が追加されることがあります。また、給付金などの公的サービス申請時にスムーズな手続きができない、所得証明の発行ができないため、金融機関などからの融資を受けることができないこともありますので、必ず申告してください。

スムーズな申告のために

マイナンバーは毎年記載する必要があります
▶申告書を提出する都度、マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
事前に収支内訳の計算をお願いします
▶営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は事前に収支内訳の計算をお願いします。

松山税務署からのお知らせ ☎松山税務署 ☎ 941-9121

確定申告電話相談をご利用ください
感染リスク軽減のため、確定申告電話相談センターでの電話相談をご利用ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声案内に従って「0番」を選択してください。
◇受付日時…1月18日④～3月15日④8時30分～17時④⑤は2月21日、2月28日のみ電話相談を実施）
☎松山税務署 ☎ 941-9121

確定申告書の作成には国税庁ホームページを活用してください
国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) では所得税や消費税の申告書が作成できます。作成した申告書は印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」を利用した電子送信が可能です。税務署で本人確認を済ませ、「ID」と「パスワード」を取得している人は、スマートフォンでも申告できます。

入場整理券は国税庁公式LINEで
松山税務署申告会場に来場する場合、入場整理券が必要です。申告会場当日配布を受けるほか、国税庁公式LINE（公開未定）を使った事前発行を予定しています。また、会場でのマスク着用、検温と手指消毒の実施にご協力ください。37.5度以上の発熱時は来場をお断りします。